

災害と開発の税制史

日本中世における土地利用再生システム論の提起

井原今朝男

History of Tax Systems Applied to Disasters and Redevelopment: a Study of Systems for the Reuse of Land in Medieval Japan

はじめに

- ① 災害・飢饉による土地利用の行き詰まりと耕地の縮小再生産
- ② 開発文立券による本主権の再生と免税期間の長期化
- ③ 地目の多様性と複数斗代制

〔論文要旨〕

本稿は、これまで開発領主による荒野開発として論じられてきた中世開発史の諸問題を、税制史の視点から再検討し、災害と開発が日常化した中世社会において、荒廃した耕地の土地利用をどのように再生させ、徴税しながら課税対象地を拡大し、農業生産を復興させていったのか土地利用再生システムの問題として再検討したものである。

第一に、院政期から治承内乱期に、課税対象地の本田数は荒廃化・減少し、権力による上からの再開発が組織されないかぎり下から公田再開発が無かったことを論証した。

第二に、中世における荒野は、通説のような未開地や原野とはいえず、土地利用が行き詰まった耕地を指す政治的地目であった。院政期には知行国主・国司と開発主体との間で立券文により、地目に応じた斗代、別納などの収納方法、雑公事免除の特典という契約がなされ、開発所当・荒野所当は負担しなければならなかった。平安期国

司が三カ年の年貢公事免除を条件に開発を奨励したとする網野・戸田説は再検討が必要である。鎌倉時代になると幕府が三年間荒野に立てることを公認し、雑公事・開発所当とも免除され、南北朝期に四年、戦国期には五年、七年、十年と免税期間が長期化して開発者に有利な免税特権が慣習化した。旧本主権が残存しながら土地利用が行き詰まった土地は「荒野に成す」ことによって地目変更して旧本主権を消滅させ、「新開」により新しい開発主体を決め、「開発文立券」や「宛状」により新本主権を社会的に公認し、納税させるという土地利用再生のための社会的システムが機能していた。

第三に、中世では、知行国主・国衙や荘園領主等と開発主体との契約によって「古作」「年荒」「古新」「当新」という四つの地目に応じて古作・年荒は段別五斗代、古新は三斗五升代、当新は段別二斗五升代という複数斗代制が実施された。

これまで開発領主制論として論じられてきた災害と開発の諸問題を中世の土地利用再生システムとして論じるべきことを提起した。

はじめに

近年環境史や環境歴史学が提唱されるようになったが、なにをもって環境歴史学というのか論者によって区々である。平川南が指摘するように、自然と人間との関係を資源としての自然と脅威としての自然との関係に置き換えて問い直す一環として「日本歴史における災害と開発」の研究テーマは極めて有効であると考えられる。これまで歴史学では開発史と災害史がそれぞれ別個の問題として扱われ、両者を関連させて分析することはなかった。中世史研究の分野でも、中世成立期は「大開墾時代」といわれ、未開の原野であった東国社会を開発した開発領主が東国武士となり鎌倉新政権を樹立したという古典的開発領主論は今なお中世史像の骨格となって底流で生きている。しかし、歴史考古学の世界では関東・北陸・信濃・東北南部では九世紀後半から十世紀前半に災害や洪水で古代村落が廃絶した事例や平安期に山間地集落が増加することなどが指摘され、関東においても浅間山の噴火による火山灰被害からの復興として東国荘園の成立を考えようとする峰岸純夫らの研究が生まれた。^②磯貝富士男はこれまでの研究を集大成して、鎌倉後期から南北朝期が気候の冷涼化によって稲作の凶作現象が慢性化し慢性的飢餓状況が生まれたとし、中世後期における生産力の発展による貨幣経済の発展史像への根本的な批判を提起した。^③こうした諸研究に学ぶとき、改めて開発領主論を災害と開発を関連させて再検討するとともに、古代から中世への転換期に土地利用システムが社会的にも自然災害の上からもどのような行き詰まりをみせており、中世社会はその矛盾をどのように克服して土地利用を再生させ生産力問題をどう解決しようとしたのか。災害や開発に際して中世の政治権力はどのような税制によってどのように対応していたのか、それによって土地利用がどのように変化し、中世の農業生産はどのよう

な状態に変化したのか検討することが重要課題だと考える。災害・開発と税制史との関係についてはこれまでほとんど未検討なままである。政治権力が災害と開発にどのように対応していたのかを探ることは、中世民衆生活史と政治権力との矛盾を解明する上で避けて通れない研究テーマである。

八〇年代までの中世史研究は古代国家権力が衰退し、領主制を核に成長した在地領主Ⅱ開発領主による開発が進展し、私領の形成、領域支配の進展、寄進地系荘園の成立によって中世封建制社会が成立したという歴史像を描いてきた。かたあらしの慣行、塩堤や東国開発、女堀などの領主的開発と畠作を主とした農民的開発、地頭の新田開発と検注免除などの個別事例があきらかにされてきた。^④

しかし、私は国家権力の衰退論を前提にした中世社会成立論に疑問をもっている。中世成立期においても国衙権力と権門の家政権力の共同執行によって国家機構は成長しており、支配層の共同権力としての国家権力による在地支配は浸透していた。国政と家政の協調と対立、国衙権力と家権力との協調と対立という二面性から別名・別納・保や加納や荘園・御厨・御園・領・山などの徴税請負の社会的所領単位が形成されたのではないかと考えている。^⑤その具体的な検証と実証のためには、古代から中世への転換期のみならず中世社会の展開期において、土地利用の社会的行き詰まりを打開して基幹産業であった農業生産の復興をどのように成し遂げたのか、いわば中世的な土地利用の再生システムを災害と開発の税制史との関係において解明しなければならないと考える。

こうした中で、最近、中世成立期が大開墾時代であったか否かという問題が再度大きな論点になりつつある。古島敏雄や寶月圭吾らの古典的業績への再評価とともに、東国での大規模開田と西国での開墾の停滞という地域性を持っていた中世社会では耕地拡大は全体に停滞期であり、むしろ不安定耕地の安定化・満作化を目指した集約化の時代であったと

する見解が再評価されている。^⑥ 大規模開発論か、集約化論かという問題は定量分析によっては確定し得ない問題であり、それを正面から論じることが私にはできない。

ただ、前稿で取り上げた中世善光寺平における開発と災害との事例研究^⑦によると、平安後期における伊勢神宮領富部御厨・布施御厨の開発が十〜十一世紀の千曲川大洪水による荒廃公田の再開発であり、それらの再開発の資本力を伊勢神宮の初穂料などに依存していた。八条院領東条荘の開発も、湯福川堀切沢の土石流の押出しによる災害の下で古代の条里水田地帯の荒廃公田を再開発するものであり、灌漑用水である鐘鑄川が国衙在庁の所在地である後庁の膝下であったことから、国司を動かすことのできる院や女院の政治力・経済力に依拠して越後平氏が開発主体になったことなどの諸点を指摘した。中世の御厨や院領荘園が、洪水や土石流などによる災害から古代的旧耕地を復興する過程で登場したものであったことはあきらかである。それは古代の条里的耕地における荒廃公田の再開発とその周辺地帯における耕地の拡大ということができ、通説の如き未開の荒野開発による耕地の拡大ではなかったといわねばならない。寶月圭吾や鈴木哲雄らの想定を裏付けるものであったといえよう。だが、それをもって大規模開発論の批判にはならないことは当然であり、新しい研究課題と方法論の模索が必要になろう。しかし、荒廃公田の再開発が中世成立期の主流であったとすれば、荒廃公田における本主権はどのようなあつかわれたのか、国衙による課税権・徴税権は再開発地に対してどのように行使されたかが大きな社会的歴史的問題であったといわなければならない。前稿では、こうした土地利用再生の社会的システムの諸点は全く検討できなかった。そこで本稿では、第一に、院政期から鎌倉期にかけて、飢饉や洪水などの災害と復興のための開発との拮抗の中で、公田や荘田など課税対象地はどのような状態におかれていたのか、開発による耕地の大規模な拡大は実現されていたのかという基本的

な事柄について再検討したい。第二に、飢饉・災害等によって生まれた荒野や荒田の再開発はどのような税制の下でなされたのか。荒野という地目は中世の災害、復興、開発という流れの中でどのような社会的役割を果たしたのかを検討する。特に、荒野開発に際して旧耕地の本主権はどのように扱われたのか、政治権力が開発地に対してどのような税制を敷いていたのか、開発所当とよばれた中世独特の税制の存在を問題提起して、荒野開発にともなう中世土地利用再生システムの骨格をあきらかにしたい。第三に、中世の地目に応じた税制の差異に注目し複数斗代制がなぜ成立したのかという問題をあわせて検討したい。平安末期に直面していた土地利用の行き詰まりという社会問題をどのような新しいシステムによって克服して、中世的土地利用再生システムが機能したのか。中世的所領単位の成立論を課税をめぐる百姓と国家との対抗関係の視点から再検討したい。以下、その具体的検討に入ろう。

① 災害・飢饉による土地利用の行き詰まりと耕地の縮小再生産

研究史の問題点

中世の田地についての種別については、これまでの研究によって、① 荒田（田代・年荒、荒田・常荒）② 見作田（損田・河成・不作、除田、定田）③ 新田（荒野開発）とに区分され、①は「かたあらし」という休耕を必要とした不安定な田で再開発を期待されている土地、②は耕作責任をもつ年貢負担者があるにもかかわらず当面年貢を賦課できぬもので、損田・不作は内検で掌握されるが見作田の田数は本格的検注がないかぎり不変であり、鎌倉後期には固定したとされる。^⑧ ③に関して、近年は政治史分野において武士職能論が高揚しているが、社会経済史分野においては、武士Ⅱ開発領主論が根強い。ここでは、荒廃公田の再開発や百姓

らの開発した零細治田の買得、荒野開発によって「相伝私領」を形成し、郡司・郷司・公文などの職を私的な権利に変質させて領主制を展開していったものといわれる。⁹⁾この荒廃公田の再開論は開発領主論の要に位置している。しかし、いつくか疑問がある。荒廃公田は、それ以前の本主権が存在したはずであり、再開論に際してどのように処理されたか検討されていない。荒廃化した公田は百姓や領主らにとって納税免除になるから歓迎することはあっても、みずからすすんで課税対象の公田再開論に取り組んだとは思えない。事実鎌倉期には河成になった公田は放置され、公家徳政の中で公田復興令が出され、得宗領でも荒廃公田の再開論が得宗権力によって上から実施されたことは前稿で指摘した。そうだとすれば、院政期から鎌倉初期に、荒廃公田の再開論を開発領主層が積極的に推進したとは論理的に想定しえないことになり、いかなる政治勢力によってどのように実施されたのか、再検討してみる必要がある。以下、院政期の災害と復興を税制史の視点から再検討してみよう。

院政期の災害と損田の代替地便補―備前香登荘

まず、院政期、本所法の事例として、長寛三年七月四日太政官牒案（根来要書上 『平安遺文』三三五三、以下、平三三五三と略記）をみよう。高野山菩提院領備前国香登荘¹⁰⁾では久安年中に往古の公領にあった吉井川から取水する井口が洪水で損失し、「国領作田」が損亡するという洪水災害が起きた。国衙は災害防止のため荘園の傍らに大堤を築いた。今度は洪水が荘園側を襲い「庄内作田」が損失することになった。この二次災害のため庄民等が国側を訴え、寺家はこの堤の破壊を鳥羽院に提訴し、在庁との召決になった。在庁らは荘内の「損失田」の代償として公領を「便補」するという解決案を提案した。そのため、「久安三年冬比、院庁御使・国使・荘官等、臨地頭以加檢知之処、池成損田四十一町五段十五代也、件代当荘傍靱負服部兩郷内、便宜作田廿町八段令便補畢」と

いう処置がなされて落ち着いた。ここでの災害から復興策の推進と新税制までの経過をまとめると、①洪水の発生による公田損亡、②国衙権力による大堤構築、③二次災害の発生と荘田損亡、④荘園と国衙の訴訟事件、⑤院庁御使・国使・荘官等による実検、⑥池成損田の認定と便補田の面積確定という段階を経て決着をみている。いいかえれば、院政期の洪水災害では、国衙領でも荘園でも「作田」という課税対象地が損田となり荒廃化しており、その公田荘田そのものの復興ではなく、損田の代替地問題が国衙と荘園との利害対立として社会問題となった。土地利用のシステムが社会的に行き詰まっていたのである。その対策が池成損田の認定と便補田による代替地の保証であり、それによって紛争を調停・解決しようとした。国衙在庁と院領荘園側との院庁での訴訟によってはじめに災害地に実検使が派遣され、院庁御使・国使・荘官等が立ち会って池成と損田の面積を共同で調査確定したのは、代替地の認定を目的とした。国衙領の靱負・服部兩郷の作田廿町八段を代替地にして荘園側に引渡し、この加納地に服部新荘が生まれ、四十一町余の池成は文治六年（一一九〇）菩提心院が八条院庁に開発を申請し翌年公認されている（根来要書）。

ここでは洪水による災害地の復興工事よりも、被害を受けた荘田の代替地を加納や便補地にすることで荘園・国衙領の利害を調整するという社会的施策がとられていた。池成の再開論は鎌倉期に入ってから、荘園領主権力によってようやく計画実施されたのである。この院政期には、登録認定された公地や荘田の数値の確保こそが国衙・荘園側双方にとって社会的な重大事であったことがわかる。いいかえれば、災害によって池成・損田が発生した場合に耕地の荒廃化は日常化しており、その再開論に向かうのではなく、むしろその代替地や便補田の配分によって国衙と荘園との利害が調整されることこそ第一義的に重要であったといえよう。院政期の社会にとって災害地の復興問題は二次的な問題であった。

国衙・荘園権力による一色田の共同開発―遠江鎌田御厨

災害による耕地の荒廃化に対して、国衙や荘園権力が互いに利害を調整して共同行動を組織するという現象は、康和四年（一一〇二）十一月日皇太神宮神主等注進状案（光明寺文書 平一五〇九）からも窺える。静岡県磐田市の洪積世台地を流れる太田川の西岸に遠江国鎌田御厨があった。¹²その御厨田は、旱魃による被害が大きく、応徳年中に在国司に堰溝の開鑿を申請した。

「公地御厨相共依無損、可堀通使水堰溝之由、雖有外題、至于公地田堵者、令一人丁同心無加堀役、於当御厨住人者、為養御厨田及兩年□夕夫食米、堀徹數十町余堰溝之後、被免町別凡絹拾疋代、一色田可令致開発之由、訴申於国司之処、依無国損被免也、随又言上於公家之処、被下 綸旨也、仍以町別凡絹拾疋進済国庫、已経代々也」

これによると、在国司は公地と御厨が共同で堰溝を堀通すことを許可した。しかし、実際の用水路開鑿工事では、公地田堵は一人として堀役を勤めることなく御厨住人だけで数十町余の用水路を開鑿した。其の後、町別凡絹拾疋に相当する課税分の免除を条件にして一色田の開発を国司に申請したところ、国の損にならないとして国司から公認され、朝廷から綸旨も受けた。「兩年」の開発期間中は町別凡絹拾疋だけが免除された。その後、一色田では代々、町別凡絹拾疋だけを国庫に納入してきたという。

ここでも御厨田が旱魃で荒廃してしまつと、御厨は国衙と共同で新しい用水路開鑿工事を実施し、御厨住人の子の労役投資で完成した用水路を活用して水田を開発したのである。ここで注目すべきことは、開発期間中に町別凡絹十疋が免除されたことはわかるが、地子や官物の免税措置は不明瞭である。しかも、新開田が一色田として公認されたものゝこの課税政策は、年貢は免除されるものの、町別凡絹拾疋は国庫に納

入しなければならなかったことがわかる。いいかえれば、御厨田が旱魃で荒廃すると現地での下からの自発的開発行為はおこらずに、御厨住人と公地田堵を動員した国衙と御厨との共同事業として権力的な用水路開発をおこない、国衙権力と荘園権力による一色田造成工事が組織されたのである。免税特権についても町別凡絹十疋免除は確認できるものの、通説のような三カ年年貢公事免税特権は不明といわざるをえない。いずれにせよ、この町別絹拾疋という課税対象の一色田開発は上からの権力によって組織された開発によるものであり、在地領主層の自発的開発ではなかった。

こうしてみると、院政期において旱魃や洪水など災害被害にあった公田や荘田・免田など課税対象地は、下からの再開発の動きはみられず、国衙や荘園権力が上から権力的に開発計画を立案実施しなければ荒廃化の道をたどる一方であったといえよう。

本田数減少と復興策の停止―河内大江御厨

河内・摂津の国境地帯にあった大江御厨でもこうした動向がみられたことを論証しよう。この御厨は内膳司管轄の下で供御の魚・米を貢進する御厨として十世紀に出発し十一世紀には御厨子領大江御厨が成立したが、十二世紀後半には本田の河成・荒廃や作人編成の失敗で衰退し、十三世紀半ばには水走氏の祖藤原季忠が御厨の山本河侯両別当職に補任され台頭したことが指摘されている。¹³『山槐記』応保元年九月十七日条によるとこの河内国大江御厨復興策七ヶ条の訴状が内蔵頭平重盛から提出されている。

- ① 一、停止法通寺坊、如旧可随進止事
- ② 一、作人募権門威不持進供御事
- ③ 一、本田二百三十丁外被新加百三十丁宛、毎日一丁料田限永代無懈

怠弁進供御事

④一、已上所申請之百三十丁若無裁許者、可割給十八日料田九丁八

反事、件毎月十八日者、本自非御精進日、而依白河上皇仰、雖六齋外、十八日最可為御精進、仍其後不供魚味、而院御宇猶可為魚味之由被仰下、仍更供進之間、本田荒廢本數猶以減少、而又此日相具、然者可被加件日料田之由申請事

⑤一、本田之内、或成河、或荒廢、仍以田領熟所被立改事

⑥一、國中池河津等任延喜五年牒可為御厨領事

⑦一、平岡恩智両荘如元為御厨領事

平重盛の復興策は、本田を新たに一三〇丁分拡大して三六〇丁にして毎日一丁料田によって供御調進体制をつくること、それが困難な場合には毎月十八日に供御を調進するため料田九丁八反を新設すること、河内国内の池河津はもとより、平岡荘・恩智荘を含んで大江御厨領とするなど大拡張政策であった。平氏がデルタ地形の洪水災害地帯において伊勢神宮領の御厨や蔵人所の御厨子所御厨の復興策を通じて権力を拡大していた政策の一環であったといえる。

頭弁忠親は、平重盛申請の七ヶ条について蔵人通定を介して二条天皇に奏聞した。天皇は「前関白に申せ」と指示。前関白忠通の家司飛驒前司季長を介して忠通との持ち回り合議がおこなわれた。忠通は、①については蔵人牒の発給に賛成し、自余新儀については「子細を尋ねられざれば、後になって若しくは訴え有るか。旧跡有る事においては仰せ下され何事これ有らん哉」との先例重視の意見であった。頭弁忠親が参内して忠通の返事を天皇に伝えると、天皇は「最然事等也、作人において供御を持進せざること最不当也、早く所勸に随うべきの由仰せ下すべし、新儀においては然るべからず」と新規事業の否定を命じた。忠親が「池井両荘事旧跡として時代を経ると雖も、この事子細を仰せ下さるべからざるか」と再度確認すると、二条天皇は「左右無し」との決定であった。頭弁を介して二条天皇と前関白忠通との持ち回り合議で、平重盛の大江

御厨再興策は国政の最終決定の場で否決されたことがわかる。

ここから、第一に大和川・淀川の大洪水で大江御厨の供御調進体制に不可欠な本田が河成になり荒廢していったことが確認できる。「本数猶以減少」という事態がすみ現地においては、「本田」の再開発を行う開発主体は登場していなかった。「本田」が洪水で荒廢し減少することは、在地の作人らにとっては供御役調進を放棄する根拠になったから、むしろ在地勢力からは歓迎されたのである。権門を募って供御を弁進しなくなったのはそのためである。第二に、平重盛は権力的な上からの再興策を朝廷に提案したが、天皇は摂関家との合議でこの復興策を否決したことがわかる。内蔵頭平重盛は上からの権力による開発によらなければ、供御調進体制を現地で再構築することは困難であることをはっきりと認識していた。しかし、上からの大江御厨の新たな復興策は、先例墨守と支配層内部の対立と協調による無責任主義によって採用されず、洪水地帯での本田は荒廢するにまかされたのである。院政期間にはこうした社会的浪費が大きく、とりわけ公田・荘田など課税地系耕地の荒廢化は災害とともに増加していたものと考えられる。土地利用システムが社会的に行き詰まりをみせていたのである。

院政・鎌倉初頭における作田の縮小再生産―越後白河荘

院政期から鎌倉期にかけて、課税対象地系耕地は国衙や荘園権力による上からの開発が組織されないかぎり、納税を前提にした下からの開発は行われないから、公田や荘田の被災地はそのまま荒廢するにまかされた。その実情がひとつの荘園において判明する稀有な事例が建久八年五月日越後国白河荘年々作田注文案（九条家文書一四四九）である。

この史料は九条家に伝来したもので、「越後国白河□注進年々作田目錄次第注文」と書き出し、「右、往古本田数三百丁云々、雖然或依為阿賀川辺地年来之間、毎年□失了、或依早損為荒廢、但近年者、去治承三

年以御使行忠檢注田數、本田數所被確本田數也、然者乱以後田數近年為御不審、注進如件」として「公文僧在判」とある。ここから、九条家領越後国白河荘では、仁平二年の忠通殿下御使源行忠の檢注目録で三百町と登録されていたことがわかる。ところが、阿賀川の氾濫が続き毎年流失し、早魃による損田によって荒廢した。治承三年には仁平二年の檢注田數を本田數として確定したが、寿永治承の内乱以後の莊田數について九条家が不審であるというので、公文僧が「年々作田目錄次第注文」を注進したことがわかる。公文は「年々作田目錄」にもとづき年ごとの損田數と得田數を報告している。ここから、院政と鎌倉期の莊園制下では、

白河荘の莊田作付け・耕作状況の変遷

年号	西曆	作田數	作田率	損田數	損田率	備考
治承三	一一七九	二五二・三・二〇	一〇〇	二八〇・〇六〇	一一	天下皆損亡(山)
四	一一八〇	内檢所当米を以て兵糧并濟				天下飢饉(玉)
五	一一八一	一四九・八・二二〇	五九	五一・六・三四〇	三四	飢饉兵革病(百)
六	一一八二	一〇二・一・〇六〇	四〇	一九・四・一一〇	一八	関東飢饉(玉)
七	一一八三	一二三・三・〇六〇	四八	四二・九・一八〇	三四	炎旱都鄙充滿(玉)
元曆一	一一八四	四二・〇・三〇〇	一七	七・九・〇六〇	一七	飢饉(吾)
文治一	一一八五	二一・二・〇三〇	八	—	—	諸国対捍(玉)
二	一一八六	三〇・六・三四〇	一一	〇・六・一一〇	二	
三	一一八七	五六・五・三〇〇	二二	三・六・三四〇	六	
四	一一八八	一一二・三・三四〇	四四	五一・五・一一〇	四六	
五	一一八九	一二八・一・一八〇	五〇	三五・八・二〇〇	二八	
建久一	一一九〇	一四二・二・二〇〇	五六	五四・二・〇六〇	三八	諸国旱魃(吾)
二	一一九一	八六・四・〇〇〇	三四	一六・六・二〇〇	一九	
三	一一九二	一一一・一・二二〇	四八	八・〇・一一〇	七	
四	一一九三	一六七・五・〇〇〇	六六	三九・六・〇六〇	二三	早魃(吾)
五	一一九四	一九二・二・三四〇	七六	三四・一・一一〇	一七	
六	一一九五	一六九・〇・〇六〇	六七	七八・四・三四〇	四六	不熟損亡(吾)
七	一一九六	一五八・八・〇〇〇	六〇	六・〇・三四〇	四	

在地の公文が年貢収納の必要から毎年の作田・損田・得田を掌握しており、領家の莊務權とは別次元で現地において作田注文を作成して年貢収納を行うシステムになっていた。莊園領主側は不審に思ったときに公文から報告を求める体制になっていたことがわかる。これまでの研究では、源平内乱など政治史との関連でこの史料が分析され、義仲による北陸道占領と一一八三年の北陸源平決戦と翌年には鎌倉殿勸農使が派遣されたものの荒廢化を激化させたことなど在地情勢が明らかにされてきた。しかし、この史料は莊園文書であり、年貢収納との関連で作成されたという史料制約に留意して分析される必要がある。現地の公文が掌握していた白河荘の作田・耕作状況の変遷をみよう。

源平争乱との関連はすでに考察があるので、それに譲り、ここでは、全国の飢饉や災害との関係、作田・損田状況の変化について整理したい。

特徴の第一は、平安末の仁平二年(一一五二)段階での檢注田數が三百町余であったことからすれば、治承三年にすでに二五二町余に作田面積が減少しており、平氏による源氏追討戦がはじまった治承四年には内檢注のみで作田は不明。元曆元と文治三年(一一八七)の四年間の作田平均はわずか平均三七町余にすぎない。これは戦乱・戦争による一時的な農業生産そのものの破壊とみなさなければならぬ。文治二年三月三日頼朝書状に「治承四年乱以後文治元年に至り世間落居……諸国人民各官兵の陣を結び空しく農業の勤を忘れる」(吾妻鏡)といひ、九州でも「天下の騒動の間、公私軍地となり人民百姓併せて逃散し畢」(台明寺文書 鎌二二五)とある。東海北陸道で土民等が追討に動員され、浪人らを旧里に帰住させることが必要な国策だとする提言はまさにこの時期の農業生産の崩壊が戦争・飢饉の影響によるものであることを政治権力の当事者によって認識されていたことを示している。源

平争乱の内戦が農業生産を崩壊させ、作田そのものが平安末期本田数の一割というすさまじさであったことがわかる。

しかし、作田数の判明する治承五年から建久七年までの一六年間の作田面積は平均一・二町六反前後である。全国戦争が終焉し頼朝が上洛し再建期といわれる建久年間の七年間の作田面積をみると平均一四八町にすぎない。平安時代の本田数の半分、治承三年の作田数の五八パーセントに回復したのみである。いいかえれば、鎌倉期の回復期になっても荘園領主や荘官機構が掌握していた耕作面積は、平安末の約六割弱に減少していたのである。鎌倉初期にも農業生産の困難さがつづき平安末期の生産水準を取り戻すことはできず、六割の水準を回復したにすぎなかった。こうしてみると、平安末から鎌倉期の五〇年間における作田数の大激減は飢饉・戦乱・疫病の三大苦による人為的要因が生産組織そのものの崩壊を物語るとともに、磯貝富士男らが指摘する気候変動の影響による長期的な農業生産の困難さ、耕作条件の自然的条件の悪化を考慮せざるをえないといえよう。

そこで当時の農業生産の技術的水準を考えるために、作田のうちどれほどの損田が発生したか損田率をみると、平年ベースでは二割になる。特に損田率が三割を超える治承五・治承七・建久元年については、古記録などに関東飢饉・諸国旱魃・不熟損亡などの災害記載がみられる。ここから、越後白河荘の損田率が三割になると、広域的飢饉の災害状況に連動していたといえよう。文治四・建久六年には損田率は四割五分をこえており、耕作面積の半数近くが損害を受けて収穫しえなかったことがわかる。こうしてみると、越後白河荘では、鎌倉期の農業では生産条件のよかった時でも、作田の二割は損田になっていたことになる。したがって、耕作面積の二割が損田にならざるをえないというのが中世農業の技術的限界とみることができるのではなからうか。だとすれば、毎年作付けを二割以上拡大しなければ、中世農業生産は拡大再生産になりえなかつ

たということになる。

以上から、院政期から鎌倉初期にかけて土地利用の社会的システムが完全に行き詰まり、農業生産は縮小再生産を余儀なくされていたといわざるをえない。課税対象地となる本田数は災害・戦乱・疫病などの中で荒廃・減少しており、国衙や荘園権力による上からの再開発が組織されないかぎり下から公田開発がおこなわれることは無かった。気候条件の悪化の中で中世の農業技術水準からみても、平年作で作付け面積の二割は損田とならざるをえない条件にあり、二割の耕地拡大がなければ、縮小再生産を余儀なくされていたといえる。こうした現象は、越後白河荘のみの特殊事例とはいえず、公田や荘田など課税対象耕地は荒廃化して減少するのが全国的動向であったといえる。

だとすると、院政期から鎌倉初期において荒廃荒田の再開発による課税対象耕地は全国的に増加していたとみることは困難ではないかとの推測が成り立つ。鎌倉初期の農業生産技術では平年ベースで耕作地の二割の損田を出さざるをえない状況からみて、それを上回る開発地の新規耕地の造成が全国で二割以上に達しなければ、全体として農業の拡大再生産が実現しえなかったことになる。領主による自発的な荒廃公田の再開発が想定しえないことと合わせ考えれば、院政期社会の停滞性は政治・経済両面で大きく、この時期の大規模開発論は根本的な再検討が必要になるのではなからうか。

② 開発文立券による本主権の再生と免税期間の長期化

1 開発文の立券と開発所当の徴収

研究史の問題点

開発領主による開発論は、荒廃公田の再開発論と、荒野の開発による

別名の形成論、百姓ら小規模開発地の買得論の三本柱からなっている。したがって、次に荒野開発論の検討に移ろう。荒野開発は「開発領主トハ根本私領ナリ、又本領トモ云フ」とあるごとく相伝私領や本領など中世的土地所有を実現する最も確かな方策であったと考えられ研究されてきた。¹⁶特に、開発領主による荒野開発論は、東国武士が武蔵野原野などを開発した主体であり、東国武士＝新興勢力論の強固な歴史像をつくってきた。歴史実証面でそうした領主制論を支えてきた島田次郎は鎌倉期の地頭が幕府から山野占有を公認されて開発に従事したことが私領形成の出発点になったことを重視している。¹⁷京都学派といわれた研究者も平安中期から荒野開発によって「相伝私領」が形成され、それが券契を有する土地で官物を納入するかぎり売買・譲渡・寄進など自由な処分が可能であったとして私領主論を展開した。¹⁸しかし、これらの研究は、いずれも荒廃公田の開発と荒野開発との地目の違いが税制史とどのように関連しているのかという視点をまったく欠落させている。かつて戸田芳実¹⁹は荒地を三つに大別して、「完全な未開地である「荒野」、長期間または半永久的な荒廃地である「常荒」・「河成」そして短期間の不耕地である「年荒」である」と主張した。¹⁹しかし、黒田日出男は十世紀後半から登場する「荒野」について検討し、荘園公領制内部における中世的地種としての荒野は「完全な未墾地として自然のままに用益される場ではなく、さりとて田畠の状態にあるわけでもない、荒廃して野に帰した場なのである」²⁰と定義した。幕府による権力的な荒野開発令を重視し、郡郷保の開発型と別名の開発型の二類型を抽出した鈴木哲雄も、開墾によって準備された耕地が多くは荒野とよばれたとして、不安定耕地としての荒野開発は、耕地の安定集約化が主流で新田開発による耕地の拡大にはつながらなかったとした。²¹こうして「荒野」が完全な未墾地であるという素朴な開発論は克服されつつある。しかし、木村茂光は十一世紀後半には「荒野」概念が無主地から国衙支配の外側の耕地を含むものに拡大したと

し、条里制耕地以外の大規模開発が進展したとしている。²²中世における「荒野」という地目についてはそれが不安定耕地であったか否か論点は残っている。中世成立期の荒野開発には通常三カ年の地利・官物免除と雑公事免除を受け、その後は開発者をもって主とする慣習が十二世紀に一般化し、開発された田地をもって給田に当てたり馬上免としたという通説²³が信じられている。しかし、これまでの諸研究では荒野・荒田開発にどのような課税政策がとられたのか明確にされていない。とくに三カ年の地利年貢免除と雑公免除の慣習が十二世紀に成立したとする網野・戸田の見解は疑義があり再検討が必要である。

「荒野が黒田・鈴木らのいうごとく「荒廃して野に帰した場」とすれば、荒野・荒田がかつては公田でありそれが荒廃化したのであるから、その開発では旧本主権の残存を前提にしなければならない。勝俣鎮夫は中世後期に徳政と同じ意味で用いられる「地発(起・興)」について「地おくる」という用法があることから、「この地発の本来の意味は土地を開墾することと同じで、土地を息づかせる、すなわち土地に生命を付与する行為であった」とした。²⁴いいかえれば、開発こそが本主権をつくるという理論である。優れた洞察にみちた学説ではあるが、それは中世の具体的史料によって裏付けられ実証されたものとはいえない。古代史における本主権がどうであったかは、坂上康俊の考察があるが、²⁵中世において荒廃公田の開発では本主権の成立はどのように扱われたのか、平安中期に一旦成立した本主権は耕地が荒廃したとき本主権は永久に消滅しないのか、中世社会の再開発でも本主権は成立するのかなどの疑問点になんら解答が与えられていない。以下その検討に入ろう。

開発文の立券

まず、平安中期に公験をもつ私領が生まれたことはよく知られているが、開発は立券と不可分であることに注目しなければならない。

天永二年七月十三日僧慶実開發田立券文(成實堂所蔵東大寺文書 平一七四七)を示そう。

開發田事

合壹段小 四至 限南中黒
限東石蔵
限西竹原
限北栗林

右件田、徳源開發田也、而第^二子僧慶実所得相伝所領、仍為後代沙汰、

立券文 如件

天永二年七月十三日 僧(花押)

別当大法師(花押)

これは徳源が開發した田を弟子慶実が相伝したことを公認したもので「立券文如件」と書止める。この立券文によって開發地は「相伝所領」と規定され、この立券文が後代の公驗として機能することになったのである。

こうした開發田立券文は数点確認することができるが、開發文が公驗として機能した事例として永久五年二月九日僧禪得解(根津美術館所蔵東大寺文書 平一八六八)を示そう。この文書は「右件地 常々荒野也而為居住開發、造立小屋、往年久矣 仍為後代公驗御判請申如件」とあるごとく開發立券文であり、借用状と連券にされて公驗として機能し伝来したものであった。詳細は別稿で検討した通りである。このように開發文は立券文となって公驗になりうるものであり、それによって国家から相伝がゆるされたのである。売券や質券・流状などと同様開發文も立券によって社会的行政的にも公有地の私領化・相伝化・請負化が公認される手続きであった。この相伝の主体になりうるものが「本領主」と史料上よばれているから本主権といえよう。言い換えれば、売券などに登場する「先祖相伝私領」とは、史料上「本領主」といわれ、券文が立てられた土地を指す。しかし、この「相伝私領」の本主権とは所有論でいう私的所有地ではない。²⁷⁾それは立券文によって請負が公認された公地や私地を混在させた中世的所領単位であり、納税方法が別立てになり、請

負の権利が相伝・譲与・寄進することを公認された所領単位にすぎない。

建保五年九月十四日肥前国高来郡伊福・大河惣立券文(大川文書 鎌二二三三五)は、「肥前国高来郡内宇佐宮御領伊福大河田畠山野桑在家等事」と書出し、その内訳を「一伊福大河惣四至」「一伊福村」「一大河村」「一今村」について四至と地目と数量を書あげ「右立券如件」として沙汰人藤原朝臣、定使本司内藤永行、使弁官栗田宿禰が連署している。ここでは、すでに「惣」「村」が田畠・山野・桑・在家等を含んだ存在として立券されている。中世では惣や村も四至とその内部の地目と数量をとまなげて立券文によって確定されたのである。立券によって「惣」や「村」が国家からの請負対象として認定され、年貢や課役の納税方法が別納にされ私領としての相伝が公認されたのである。これまでの研究史では立荘のみが注目されているが、それは立山・立林、立野などと同様立券の一形態にすぎないのである。

荒野畠の開作と古作による課税法と公事免・開発所当賦課―紀伊直川保

平安中期における荒野開發を申請し国家によって立券が認められ耕地化が進行した際に、どのように課税問題がおき、開發とどのような矛盾を発生させたのか。この問題を考える手がかりとして、紀伊国直川保の荒野開發²⁸⁾を検討しよう。

承安四年(一一七四)十二月日記実俊は紀ノ川流域の直川保河南島久重名内松門名荒野を開發して畠四町を開作した。「都鄙之習、莊公之例、荒野者雖千町無益也、開作者雖一段有地利也、然件荒野畠者一方大河也三方古川中島也、故為四隣莊公放牛馬被喰損、且又為洪水深底、水損第一、不中用地天、所作地利有名無実之故、比郷隣莊人民等敢無開發耕作之志矣」というように、河中嶋という洪水の常習地帯は、莊公の牛馬放牧地で、耕地としては有名無実で住人等の開發・耕作活動が展開されない場だと主張された。こうした荒野の中に開作された畠四町は「荒野

「島」と呼ばれており、ここでは「為存国益、且為思相伝、件嶋荒野令開作之処無其優恩、原因准古作、被徴下所当公役者、何勵開発、倍存国益哉」とあるごとく、「古作」という地目に准じて「所当」と「公役」とも負担しなければならなかった。そのため、実俊は「被免除万雑公事交分等天、所当税代表段別式斗爾、追年取進棍取請文」ことを国司に申請した。これに対して「於新開発者依請之 御判」と袖書がなされ、奥部分に「一件畠令開発荒野、為松門別名、所当税代表單麦式斗令徴下、至万雑公事并保司役可免除之由国判顯然也、仍加在庁与判矣」として在庁七人の連署を写している。⁽²⁹⁾

ここから判明することは、院政期においては荒野を開発した荒野畠は「古作」と同様、所当と公役が徴収されていた。天永元年十二月十三日伊賀国名張郡司等勸注（東大寺文書 平一七三九）には、永承二年十一月十三日伊賀国司庁宣の「至于古作公田者、任例令沙汰官物、於荒野開発田者、可為寺領」とある。伊賀国においても古作公田では「官物」が徴収されたことがわかる。そのため、現地の開発者実俊は、万雑公事と保司役の免除の特権を国衙から獲得し、「開発之所当」として段別麦二斗の納入を約束して「棍取請文」を提出したのである。この棍取請文は利田請文と同類のものと考えられる。この荒野畠は、保司役や公事が免除されたのであるから税制体系では保司による徴税収納システムから離れて別納になったと考えられる。保とは別に「開発之所当」を徴税請負し別納にすることの契約文書が「棍取請文」であったといえよう。院政期の荒野開発では網野が指摘するような開発時の三カ年免税の特典はまったく問題になっておらず、むしろ万雑公事免除と荒野畠の所当麦反別式斗代の徴収という厳しい条件下に開発が許可されていたことがわかる。以上から、院政期には荒野開発は本来「古作」に准じて所当公役負担の課税体系下にあったが、国司の権限によって公事免の特権をあたえ、開発所当麦式斗代を負担させたことが判明した。国家権力は古作にも「荒

野」にも徴税権を行使しえていたのである。

知行国下での荒野開発と公事免―信濃宮田村

では、こうした紀伊直川保の事例は例外措置であったのか、それとも一般的であったのかについて検討しよう。

保延二年（一一三六）四月十七日信濃国宮田村司散位平朝臣家基は国司に神事勅事京上人夫等役の免除を申請した（知信記裏文書 平二三四三）。その理由は「□件村為御布所、被免除万雑事、町別細布廿段在□中布一段、所弁来也因茲見作田十八町余歩在家廿□□所当無一段之未進究済已了」といい、本来、宮田村が公事免で町別の布のみを納入する御布所であったと主張した。ところが、「自留守所、被宛□□神事勅事京上人夫等役御令勸責、僅住人等不留守者」というように、留守所が臨時雑役を賦課するので住人が逃亡した。村司家基は「就中、飢渴疾疫之間、件郷民等逃死亡多々也者、□来之民、見如此事、忘耕作思、望請 国裁被免除件□□者、開発荒野、致官物弁、仍勸在状謹解」と申請したのである。⁽³⁰⁾

保延二年信濃での「飢渴疾疫之間、件郷民等逃死亡多々也者」という飢饉による郷民の死亡逃亡は、全国飢饉と連動していた。長承三年「近日霖雨洪水、京中の路頭往反せず七道五畿この愁い有り……今年以後天下飢饉」（百鍊抄）とあり、長承四年四月廿七日保延と改元されたが、それは「疾疫飢饉に依る也」とある。保延二年三月一日には「近日天下大飢饉、道路多く餓死者或は小児を棄て、或は乞食者多し」（「中右記」）という状況であった。都会での長承保延飢饉は信濃の田舎にも浸透し、郷民の死亡逃亡で村そのものが荒廃していた。宮田村司平家基は、神事勅事京上人夫等役の免除という特権のもとで、「荒野を開発し、官物弁を致す」ことを申請したのである。この「荒野」も百姓らの死亡逃亡跡を含んでおり、日本主権の残った旧耕地であった。

長承元年十二月から保延五年正月まで信濃守は藤原親隆であり、彼は『兵範記』久安五年十月十日条や久寿二年四月廿七日条から忠通の家司としてみえる。五味文彦のいうごとく信濃は保延年間忠通の知行国でありその家司親隆が推挙されて信濃守になっていた。それゆえ、家基の申請は戸田芳実が予想したように「摂関家を介して沙汰」されたとみて間違いない³¹。したがって、院政期の知行国制下でも、荒野開発については雑役免除、官物徴収という税制が知行国主や国司の認可によって決まるのが通例であったとみてまちがいなからう。十二世紀に三カ年の所当免除、公事免除という慣習の成立を主張する網野・戸田説は再検討が必要である。十二世紀の国家権力が荒廃公田はもとより古作・荒野に対しても徴税権をもち在地を掌握していたことがわかる。

こうしてみると、網野が平安期に荒野開発では三カ年の地利・雑公事免除といい、戸田が三カ年の官物・雑事免除、石母田が地子雑役免除の特典といった点は、史実に反するものといえよう。確かに、治暦二年(一〇六六)三月十一日元興寺大僧都房教所下文案(東大寺文書 平一〇〇二)に「開発三ケ年間、地利免除、其後者官物者可并済国庫、於壹段別一斗御加地子者、可并進領家者也」とあり、開発三年間は地利免除で、その後官物と加地子をはらっている史料がある。しかし、ここで、開発三カ年地利免除はあきらかであるが、「官物」も免除されていたかどうかは明確でない。地利とは別に官物や田租が存在しているとすれば、両者は厳密に区別されなければならない。その史料として、寛弘七年(一〇一〇)石部千吉請文(二見郷文書 平四五三)をみよう。ここでは旧代荒野の開発申請に対して「至于田租為公済之支、於于地利又成開発之利」とある。須磨千頼がいうように地利は「田租を差し引いた残りの地主得分を意味」(国史大辞典「地利」)している。地利は開発者の特典になっているが、田租は賦課され国司の公文勸会を支える資財になっている。仁平四年(一一五四)物集荘預所下文案(壬生家文書 平二八〇一)に

「於荒野開発者、為三ケ年地利免除事也」とあり、地利が三カ年開発者の利とされ、国衙から免除されていたことが確認できる。しかし、ここでも官物の賦課は不明である。そこで越前国大野郡泉郷の「荒野地」が参議右近衛権中将藤原成通領として「開発」寄進されたときの文書を示そう。大治二年十二月廿七日僧永真所領寄進状(京都大学所蔵一乗院文書 平二二一四)に「今寄進左中将殿政所、致開発為御領、随田数両三年之間、可令并済段別三斗官物之、於後年者、可依傍例率法」とある。ここではあきらかに開発の三カ年間に官物段別三斗を并済すべきことを約束している。

以上から、平安期国衙は荒野開発に際しても官物・開発所当は徴収しており、開発者の利益は地利のみ三カ年の免除が原則であったといわなければならない。網野・戸田・石母田らのいう荒野開発による三カ年の官物雑公事免除の特典説は誤りといえよう。では、十一・十二世紀において荒野にも官物・開発所当が賦課され、地利のみ三カ年免除という原則はなにゆえ生まれていたのかは今後の研究課題とせざるをえない。古代社会において三年不耕の原則下で荒野や荒廃田・古作・荒田・野等が開発されたとき、地目に即して租税政策はどのようになっていたのか、開墾田の認定と墾田の租税賦課の政策との関係はどうなっていたのか、開発者の利益は何であったのか等については、最新の研究の到達点を示すという『新体系日本史』土地所有史(山川出版社 二〇〇二)をみても言及がなく、研究史上不明である。古代史研究者の意見を是非知りたいものである。

鎌倉期における畠を棄て荒野に成す―紀伊直川保

鎌倉時代に入ると、こうした荒野開発をめぐる国衙の徴税権や税制はどのように変化したのであろうか。紀伊直川保の事例をみよう。

建久三年十二月日の実俊解(栗栖家文書一・八)は「去承安之比、木

工頭殿之御任、申請荒野申可開作由之時、永停止万雑事、依請宛給畢、国判明白也、因茲、実俊耕墾之、而令并済所当之處、池中納言殿之御任、猶任先例、雖被停止万雑事、依不被免彼田畠荒野等之立毛雑穀交分、棄捨件畠之後、成荒野畢、雖然、今幸奉遇能治之御任、争不言上宿望之未遂矣」として「為松門別名、宛賜直川保久重名内田壹町所当段別、畠貳町段別単、并荒野別開所当段、比等皆以被免除万雑公事、保司役立毛雑穀交分等、不随刀禰下知、追年下行梶取、令取進請文状」と申請している。池中納言平頼盛は『山槐記』治承三年正月六日条と『玉葉』養和元年九月廿八日条から紀伊知行国主であったことが確認できるから、治承三年以降になって、直川保の荒野開発畠にそれまでの開発所当の外に立毛雑穀交分という付加税を追加徴収したのである。そのため、実俊はこれまで開発した「畠を棄捨し荒野に成す」という行動に出た。

その後『吉記』文治四年十二月十二日条には藤原経房が紀伊の知行国主になり、建久二年二月一日には平経高が国司になっている(『公卿補任』経高元仁元年)。この知行国主・国司の交代をみて実俊は紀伊守経高に開発所当以外の公事や交分などの免除と刀禰下知に従わないという条件で再度開作申請を提出した。これに対して、大介平朝臣経高は「下 留守所 任申請旨、且令耕作件田畠等、且可令并済所当者」との外題を与え、建久三年十二月一日留守所符が発給され「久重名内田壹町(所当段別単米参斗)、畠貳町(段別単米参斗)、為松門別名、被免除万雑公事、保司役等至田所当者 段別参斗(単米、梶取下)、畠税代麦段別貳斗(単米、同下定) 無懈怠令并済、加之、保内所有之荒野・畠代令開発、至所当者、税代麦段別壹斗(同梶取下定)、令并進、雜役免等欲被停止矣者、早任申請之旨可令宛行之由、所被成下 国判也、仍任 国宣之旨所遵行如件」と命じている(栗栖家文書一・ロ)。その上で、紀実俊は建久五年二月六日に「直川嶋常常荒野壹所開発新立券文」を申請し「在郷署判」と「舎弟等署判」を受けている(栗栖家文書一・二『和歌山県史中世史料二』)。

ここから判明することは、第一に、万雑事免除・開発所当賦課という課税条件での荒野開発の承認という政策は、知行国主・国司の交代によって変動した。中世国家は、荒野開発についての全国統一の課税政策はなく、知行国主・国司による地方財政ごとに課税政策は変動していたことがわかる。第二に、現地での開発主体は、国衙による課税条件が強化された場合には、荒野開発の「畠を棄て荒野に成す」という行動に出た。

この「荒野に成す」とは、開作を停止しすべての納税を拒否する順法闘争であったといえよう。「都鄙之習、荘公之例、荒野者雖千町無益也、開作者雖一段有地利也」という論理が課税政策をとる知行国主・国司に対する開発主体の抵抗の論理である。第三に、開発主体と国衙との交渉の結果、久重名内にあった田壹町(所当段別単米参斗)、畠貳町(段別単米参斗)が「松門別名」として立てられ、万雑公事保司役等を免除し、田所当として段別参斗、畠税代として麦段別貳斗の并済が契約された。さらに、保内所有之荒野・畠代の開発は、所当として麦段別壹斗の并進が決定された。その上で、建久五年二月六日に「直川嶋常常荒野一所開発新立券文」が立てられたのである。この新立券文によって、松文別名が立てられ、地目に応じた所当・公事の税目と数量が決められ、荒野開発の本主権が公認されたのである。これは、知行国主・国衙と開発主体とが開発請負に際して地目に応じた納税に関する相互の契約関係を成立させたのである。開発文の立券によって別名を立て保の収納とは別に納税する別納システムが生まれたのである。³²⁾

こうしてみると、荒野の開作では知行国主・国司と開発主体との間での開発条件と課税条件をめぐる交渉が行われ、立券文によって地目に応じた斗代が決められ、別名や別納の収納方法が契約され、それによって本主権が公認され、所領の請負と相伝が公認されたことがわかる。ここでは新しい土地利用再生システムが機能しはじめていた様子が窺われる。院政期から鎌倉初期には荒野には開発当初から「開発所当」や「荒野所

当」が賦課されるのが原則だったことがわかる。

開発所当の賦課―陸奥好嶋荘地頭別名

これまで荒野の開発地には一定の期間所役免除となつて私領として公認されることが強調され、その開発所当・荒野所当の存在は指摘されていない。この開発所当が鎌倉期にどの程度一般的にみられたものなのかどうか検討しておかなくてはならない。

文永九年(一二七二)五月十七日関東下知状(飯野文書 鎌一一一三三)は執権時宗と連署政村が陸奥国好嶋荘預所と一分地頭との争論を裁決したものとよく知られている³³⁾。しかし、争論の対象となつた「荒野所当」については注目されていないので、その点について再検討しよう。

「陸奥国好嶋荘預所式部次郎右衛門尉光泰与当荘一分地頭小三郎泰隆相論荒野所当事、

右、訴陳之趣子細雖多、所詮、件所当事、如建保三年下文者開発常々荒野、為地頭別名、三箇年以後、免除雑公事可弁済町別所当准布拾段之由載之、而地頭所開発之荒野参町也、宝治以後所当可弁済之由、光泰令申之処、為地頭別名之間、預所不可相續之由、泰隆雖申之、可弁所当之条分明也、仍可弁済之由文永六年被裁許畢」

この訴訟内容は「荒野所当」を准布によるか代銭によるかの争いであり、「以准布代銭、可令弁償也」との判決であった。しかし、ここで注目すべきは、地頭が「荒野所当」を弁済している事実である。建保三年(一二二五)下文は、常々荒野を開発し地頭別名として三カ年以後、雑公事を免除し町別所当・准布拾段を弁済すべしと命じていた。これは幕府の場合も、常々荒野の開発について地頭別名として立券し、雑公事免除、町別所当准布十段の「荒野所当」賦課という政策を採用していたことを示している。ここでも、常々荒野の開発は地頭別名として立て、斗代と

結解の換算方法を契約・取り決めることであり、開発文の立券が存在した。しかも免税特権は三カ年以後に雑公事免除のみで町別布十段の荒野所当が徴収された。いいかえれば鎌倉後期の荘園でも開発所当は「荒野所当」と呼ばれて存在していたことがわかる。

では、次に問題となるのは、建保三年下文において荒野開発中の三年間幕府はどのような税制をとっていたかである。雑公事免除・荒野所当賦課であるなら、開発後とまったく同一条件になってしまふからそれでは、下文発給の意味をなさない。したがって、論理的に開発中の三カ年中は、雑公事・荒野所当両者ともに免除したといわざるをえない。これこそ、開発の三カ年間の年貢公事を免除するという網野・戸田説の指摘する事実といえよう。いいかえれば、荒野開発での三カ年間年貢公事免税特権という新しい政策は幕府によって採用された政策だった。院政期の公家政権の政策と比較したとき、別名として立てられ荒野所当だけが賦課されるという点では共通するが、開発から三カ年は全面免除期間を設定して、其の後荒野所当を賦課するという点では幕府がより開発主体への優遇税制策をとり、荒野開発奨励策を推進していたことになる。だとすれば、幕府はなぜ鎌倉期においてこうした開発優遇の税制によって荒野開発を推進したのであろうか。節を替えて検討するまえに、荒野所当が他の史料でも広範に存在していたことを再確認しておきたい。

荒野所当徴収の事例は、出羽国山本村でも確認できる。南北朝期と推定される年未詳、山本郡村々色々用途注文(新渡戸文書 『秋田県史資料古代中世』七七七号)には

「山本郡村々色々用途事

大石荒野 所当布 百十二段 三貫五百七十文」

とある。大石荒野が、荒野のままの地目で所当布一二段が賦課されていた。陸奥国では町別布拾段であるから、出羽も同率とすると十一町二段の荒野が開発されたものといえよう。税制史からみれば、鎌倉・南北

朝期を通じて荒野にも所当が賦課されるという事実は重要である。

このように一定期間の開発のあとも、新田として地目変更されずに、荒野の地目のまま荒野所当が賦課されたことはあきらかである。ではこの政策は、いつからはじまるのであろうか。この問題について興味深い史料が長寛二年(一一六四)八月日佐伯景弘解(野坂文書 平補三四二)である。それによれば、宮神主佐伯景弘が山方郡と賀茂郷内の荒野を開発し別結解に准じて「任見作員数 於所当官物者、以官米五斗代并済国庫、以雑公事分、欲令勤仕神役者」と申請した。これに対して、国衛の目代は「一件荒野令耕作、於所当官物段別乃米三斗并済国庫、以万雑事、可令勤神役状如件」と裁許し外題を与えている。ここでは、開発期間の問題になっておらず、段別三斗の所当を国庫に并済し万雑事は免除して厳島社に勤めることが公認されている。この段別三斗こそ荒野所当とみてまちがいない。ここでは、雑公事が国衛によって免除され神社に納入された。こうしてみれば、荒野は開発後も荒野の地目のままで、荒野所当が賦課されたのは院政期からであったといえよう。しかも、ここでも院政期には開発三カ年の免税特権は存在しなかった。こうしてみれば、中世の国家権力は荒野についても徴税権を一貫して手放さなかったといえよう。

2 「荒野に立てる」ことの歴史的意義—本主権の再生システム

飢饉における農村の荒廃—武蔵江戸郷前島村

幕府が荒野開発に三カ年の開発所当公事免除の特典を建保下文で政策として推進していたとすれば、なぜ幕府は優遇税制までして荒野開発を奨励しなければならなかったのか。

その原因についての多面的な検討は今後の課題とせざるをえないが、その一因として飢饉による東国農村の荒廃化と領主の債務問題をあげざるをえない。

弘長元年(一二六一)十月三日平長重寄進状(関興寺文書 鎌八七二一)にはつぎのようにある。

武蔵国豊島郡江戸郷之内前島村者、先所之所領、ふ□相伝仕候し処に、此両三年饑之間、百姓一人も候ハす、依此公事対捍仕候、定あしさまのけんさんに入候ぬとおほえ候、於彼所領者、それへまいらせ候ぬ、御年貢・御公事をも、可有御沙汰候、此様を御申させ給へ候、御沙汰可有候、恐々謹言

弘長元年十月三日 平長重(花押)

謹上 五代右衛門尉殿御宿所

これは正嘉元年(一二五七)からはじまった正嘉の大飢饉の中で関東農村が荒廃したため、年貢公事の代納を義務づけられていた中小領主が没落の事態に直面していたことを如実に物語っている。江戸郷前島村では、「百姓一人も候ハす」という事態になった。村地頭江戸長重は御家人として公事を対捍せざるをえなくなった。悪様の奉公になってしまつて、所領を五代右衛門尉の主人に譲り、年貢公事も主人に代納してほしい。その旨を五代右衛門尉から主人に申し上げてほしいと奉書文言をつけている。これまでの研究では、「在地領主の経営をも破綻させる東国飢饉状況の猛威を窺わせる史料」とし、この五代右衛門尉を得宗被官五大院高繁に当て、庶子の江戸長重が得宗被官を窓口を得宗本人へ寄進して自らが得宗領の代官(給主)に転落したものと推定する見解がある。³⁴⁾しかし、そこでは飢饉が百姓経営を破綻させ村を廢村にしてしまつ問題と同一レベルで領主経営の問題がとらえられており、なぜ飢饉で百姓がいなくなると、支配層である地頭の領主経営までが破綻せざるをえないのかその社会システムが解明されていない。

幕府法は年貢未進問題を代納による債務債権関係の設定を義務づけていたことは前稿であきらかにした。³⁵⁾村地頭や郷地頭らは、正嘉の飢饉で百姓が全滅した場合でも、村の年貢公事の徴収・納税を行なうことが義

務づけられており、百姓分をふくめて代納せざるをえなかった。その代納の義務は本来惣領や頭人であった。この史料は百姓が全滅した場合にも村の年貢公事の納入は領主平長重の責任であったことが見事に描かれている。ここでは長重と五代右衛門尉の主人との両者の間にすでに前から債務債権関係が存在していたと考えざるを得ない。『鎌倉遺文』の編者はこれを寄進状とし、『埼玉県史』は避文としているが、正和四年の円覚寺文書目録では「前嶋村去状併御下知御書下等具書」とあり、当時は去状と認識されていた。平長重の手から五代右衛門尉の主人の手に前嶋村を移動させるための契約文書が本書であることはまちがいない。「日用重宝記」では五大院をゴタイと訓じた事例がある（『姓氏家系大辞典』）というから、五代〓五大院〓得宗被官とみることはまちがいでなく、五代右衛門尉の主人は得宗時頼と考えざるを得ない。³⁶ 飢饉による関東農村の荒廃が、領主相互間での年貢公事未進をめぐる債務債権関係を産み出し、江戸郷前島村地頭の江戸氏の破産を産み出したことがわかる。

鎌倉期関東農村では、前島村のように飢饉によって全滅し荒廃・荒野となった農村があちこちに散在していたとみなければならぬ。これまでに、御家人層の没落は、分割相続や貨幣経済の浸透による債務関係によって所領を質に入れ階層分解が進み没落したとする学説が一世を風靡してきた。私はそれに異論を唱え、前稿で貨幣経済の進展がなくても年貢未進問題のみから必然的に領主層も債務債権関係にくみこまれそれゆえ没落していったとする代納債務論を提起した。ここでも、東国農村は貨幣経済の浸透なしにも、飢饉の中で百姓年貢を代納することのできない小領主は没落せざるをえなかったことを指摘できる。

では、この百姓の居なくなった村の年貢公事だけは代納する〓「無足の弁」をしなければならぬにもかかわらず時頼は、なにゆえ前島村の寄進を受けとったのか。それこそ、荒野に所当が賦課されるにもかかわらずなにゆえ荒野開発に乗り出すのかという疑問の答えと同一である。

百姓の居ない前島村を寄進をうけた得宗時頼は、まさに荒野・荒廃地として百姓の逃亡死亡跡を処理し、荒野開発の資本を投資して自らが新しい本主権を立ち上げ、代納した年貢公事分以上の収穫をあげなければならなかった。事実、前嶋村が円覚寺領になったのは海津論文の指摘通りであり、寄進主体は時宗かその妻潮音院と推定される。浪人呼び寄せ荒野や荒廃した村を再開発して所領から代納分以上の収穫を獲得して所領経営の拡大再生産をしなければ、無住の荒廃農村の寄進を受ける意味がないだけでなく、みずからも破産に追い込まれないとも限らなかった。幕府が三カ年間所当公事免除の特典をあたえて開発推進を奨励したのは、地頭御家人の荒野開発にともなう負担を軽減し自らの領主制存続・再建を図るためであったといえよう。

荒野に立て島帳への登録―下総東荘上代郷

では、荒野・荒田の再開発の場合、それ以前の耕地に対する旧主の本主権はどのように扱われ、再開発による本主権の立券はどのようになされたのであろうか。

先にみた紀伊直川保の荒野開発では島が実俊によって開作されながら、治承年間に交分が追徴されると、「島を棄て荒野に立てる」ことが行われた。このことは、開作した島に対する開発者の本主権を消滅させる行為〓「島を棄てる」ことと「荒野に立てる」ことが一連の行動であったのではないのか、という当然の疑問が起る。その点について興味深い史料として嘉暦二年（一二三二）の次の文書（金沢文庫文書 神二六一九）を示そう。

下総国東荘上代郷在家島目録

分麦三斗七升 反別六升、定

右このさひけ等ハ、やたの九郎さへもと、ほんしゆ東六郎殿そ
うろんの事、 んで、としひさしくあれて候を、三年くわうやに

たて候て、うちひらかせ候了、仍当年より嘉暦貳年分のなつはくよ
り、畠帳をはじめて、よミいたす所のもくろく帳如件

嘉暦二年卯月日

御使行藤

まん所(花押)

『鎌倉遺文』はこの文書を「上総国某在家畠目録」(鎌二九八三三)と
し、『金沢文庫古文書』は「矢多田九郎左衛門東盛義相論畠目録」と呼
んでいる。東盛義領と称名寺領常陸国北郡の替地給付や、下総国東荘に
「矢田後家」の知行地が存在していたことはこれまでの研究にくわしい。³⁷⁾

「やたの九郎さえもん」「ほんしゆ東六郎殿そうろん」とあるのは、
元亨二年六月六日尼妙観田在家売券(金沢文庫文書 神二三一〇)に
「下総国東荘上代郷内田拾貳田在家拾貳宇事」の「東六郎盛義」と「矢多
田六郎左衛門尉康氏」とみえる一族と考えてまちがいない。つまり、麦
三斗七升を収納できる畠地をめぐって本主東盛義と矢多田氏とが相論に
なつて長年放置されたため、荒廃してしまつた。その際に、「三年荒野に
立て」その上で「うちひらかせ候了」と開作が行われ、嘉暦二年分の夏
畠より畠帳に登録し読み合うことを宣言したのである。この文書は日下
に「御使行藤」とあり「まん所」が花押をすえる。この行藤とは、幕府
政所執事をつとめた二階堂行藤とは別人の幕府御使であり、政所は下総
国東荘上代郷の現地政所を指すもので、個人によつて代表されている。

この経過をまとめれば、御家人らの訴訟で荒廃した畠地には東盛義の
「本主」権が存続しており、あらたに「三年荒野に立て」、その上で「打
ち開く」という開作をなし畠帳に登録するため御使行藤が現地に派遣さ
れ、現地政所と共同で検注を行い、両者の連署によつてこの目録が作成
されたといえる。

ここから、「ほんしゆ」東盛義の畠地に対する権利＝本主権は「荒野に
立てる」ことによつて消滅し、あらたに「うちひらかせ候」との開作行
為によつて新しい本主権が成立し、それが幕府御使の畠地検注によつて

公認され読み合いがされ畠帳に登録されたといえる。この畠帳に「読み
いたす所」とは新しい本主を登録することであるから、あらたに畠帳に
記録された人物が新しい本主になり納税義務を負つたといわなければな
らない。中世社会では一度成立した本主権のある土地も、三年荒野に立
て、打ち開かせ、御使による検注によつて帳面に登録することによつて、
新しい本主権が生まれ替わり、納税が始まることのできたのである。こ
こでは開発の三カ年間の分麦は免除であつた。

こうした三カ年優遇税制による開発事例について、山本隆志は永仁二
年二月十日播磨国福井荘において「不作」の地目について「江兵衛殿可
令開発之由、依被申、所充行也、三カ年之間、不可有所当公事状如件」
(摺古帖三 鎌一八四七六)とある事例をあげ、名の一部の耕地が荒廃田
となつた場合、「名から抜かれて他名に付けることがあつた」と指摘して
いる。ここで注目すべきは、三カ年所当公事免除という優遇税制がやは
り永仁年間という鎌倉後期の事例だという点である。山本は三カ年免除
を「律令期の三年不耕の原則が生きている」とする。⁴⁰⁾しかし、すでにみ
たように院政期には荒野開発地には開発所当が賦課されていたのであり、
律令原則の影響とみることはできない。むしろ三カ年荒野に立てる慣習
法は鎌倉期に作り出された慣習法であり、三カ年所当公事免除の優遇税
制は幕府法によるという自説を裏付けるものといえよう。

なお、上代郷の史料にもどつてみれば、東国荘園においても幕府御使
によつて畠検注が実施されていたことを示して興味深い。国衙によ
る畠検注については、泉谷康夫が一貫して畠を収取の対象と見るのに対し
て、阿部猛・網野善彦・渡辺正樹らは延久荘園整理令を契機に畠検注が
始まることを指摘し、木村茂光は十世紀末～十一世紀初頭に国衙が畠地
に対して新しい収奪を開始することを指摘している。⁴¹⁾東国における畠検
注や幕府の畠検注をどのように位置付けるかは別の検討が必要である。

開発所当・雑公事免除期間の長期化

これまでの検討を整理してみると、鎌倉期に入ってから陸奥好嶋荘では建保下文により三カ年荒野所当・雑公事免除、下総東荘でも嘉暦年間三年荒野に立て、その間は所当の分麦も賦課されていなかった。「不作」についての開発も、播磨国福井荘では永仁二年に三カ年所当公事とも免除された。こうしてみると、「荒野開発」での三カ年免税特権とともに幕府によるもので、院政期における開発所当の徵税原則とは異なる事態だといわなければならない。これこそ、網野・戸田が指摘した中世成立期の荒野開発には通常三カ年の地利や年貢免除と雑公事免除の事例といえよう。したがって、網野・戸田がこの三カ年免除の慣習が十二世紀に一般化したと主張した点は誤りであり、今の段階では建保三年(一一二五)下文により幕府によって公認されたもので鎌倉後期になって多く確認できることだとしなければならない。

では、この開発の立券と三カ年の開発所当・雑公事免除の慣習法は中世後期にはどのように変化するのであるか。まず、興味深い史料が文和元年(一一三二)十二月十二日加賀国軽海郷代官僧泉照陳状(金沢文庫文書五五二五)である。

「新田開発事、於荒野者寄来雖為便宜之地、瀬切大河堀江取用水、
□外大嘗難義之間、全分末□行候、雖然如形、自去年新田二三段開発候、満作四箇年之後、可有御年貢之由約束候、□間御使見知無其隠候也」

加賀国軽海郷でも荒野を開発するため、大河に瀬切をもうけて用水を引き入れようやく新田二・三段を開発した。満作して四カ年の後には年貢の支払いを「約束」したという。しかも、御使の「見知」もなされたのであるから検注帳に登録されたことがわかる。ここでも新田開発とは荒野に立て打ち開き、検注により本主を登録し年貢徴下の契約を結ぶことであった。さらに注目すべきは、年貢賦課までの期間が三カ年ではな

く、満作四カ年に延長されており、開発者に有利になっている。こうした開発所当や公事の免税特権期間を延長する慣習は、中世後期になるにつれて強化されたらしい。

『武州古文書』天正五年三月十一日太田助次郎書状(旧下宮内村勇藏所蔵 七四)にも「不作之所、從当年五年荒野二相定之間、何も精を入開発可有候」とあり、「不作」の地目でも五カ年も荒野に立てて開発している。『武州古文書』天正十六年四月十八日松千代丸印判状(旧原村七兵衛所蔵 八)は「飯塚不作之田畠之事、七年荒野二相定候、屋敷共二何事も不入にて出申候、若横合有之付而ハ此一札為先、可申上候」とある。

不作を荒野に立てることが慣行になっているが、それは七カ年にも延長されている。こうしてみれば、戦国期には領主権力に申請し、五年から七年の年貢を開發期間として免税にする慣習法が登場していたことがわかる。池上裕子によると戦国期の武蔵では「十年荒野」の事例があることを指摘し、「不作之田畠甲乙之所見届、五年荒野、七年荒野小代官一札を以可相聞事」とあることから小代官・百姓の側から「見届」開發地域の設定、「一札」申請をして大名側が「相聞」という対応をしており、戦国大名権力は城普請と築堤とは軍事力優先の論理の中に位置付けられているが、「個々の開發事業を大名が主導することはなかった」という重要な通説批判を展開している。⁴⁹⁾ 戦国期には五年、七年からさらに十カ年の年貢公事免除に延長され開発者に有利な条件になっていた。開發の優遇税制は時代とともに拡大していったことがわかる。

以上の検討から、院政期には、開發文立券とともに雑公事免除の特典を知行国主や国司から獲得するのみで開發所当・荒野所当の負担を義務づけられたが、鎌倉時代になると幕府法で建保三年(一一二五)以後三年間荒野に立てることが慣例化し、その間は雑公事免除だけではなく開發所当も免除され、三年後から開發所当が徴収された。南北朝期になると免税期間は四年に延長され、戦国期には五年、七年、十年と免税期間

が長期化して開発者に有利な免税特権が慣習化したことがわかる。こうした現象は、免税や徴税請負契約が個別領主と開発主体者との交渉によって決められ立券文として契約されたことの慣行によるものといえよう。

③地目の多様性と複数斗代制

以上の検討から、中世の土地利用では地目の多様性に気がつく。しかも、それによって税制が区別されていたのではないかとという疑念が生じる。

土地利用再生のための社会的公証制度

では「荒野に成す」「荒野に立てる」という慣習法は中世後期ではどうなったのであろうか。本主権の存在を前提にして地発や徳政を説明しようとする勝俣・笠松説からすれば、当然中世後期にも荒野に成すという行為は存続していたものといわねばならない。その点で興味深い史料は、勸修寺文書 永徳元年（一三八一）二月日左馬寮田名主職宛行状写である。

宛行 大日山左馬寮田地名主職

合壹段者 坪北谷堂庭之下字名広田

右件田地者、本名主相違之時分、成荒野畢、然而谷の又四郎殿令新開間、開発可為名主□、本所へ伺申入被下知者也、仍為後日、宛状如件

永徳元年二月日

寮下司深草弥五郎判

この文書に言及した山本隆志は「本名主相違の時荒野になった一反（北谷堂庭下にある）を「谷の又四郎」（荒野一反の近在に住む）が新開した。そこでその一反分の名主職を下司が本所に申請して谷の又四郎に

宛て行なったのである」「下司は名耕地の荒田散田をこうした形で遂行している」と述べている。二月が勸農・散田の時期であることは山本の指摘とおりであろう。しかし、この史料から名田の荒廃をよみとり、名耕地の一部が荒野になったとする解釈では、「荒野に成す」という歴史的意思が理解されていないといわざるをえない。「田地者、本名主相違之時分、成荒野畢」とは、大日山左馬寮田一反について「本名主」が「相違」＝年貢対押により名主職没収の処分されたため、この田を「荒野に成」して本主権を消滅させた。その上で、新たに谷の又四郎が「新開」したので、「本所」への申請によって彼に宛行状を発給したと理解すべきものと考ええる。

ここで重要なことは、永徳元年（一三八一）という南北朝期においても院政・鎌倉期と同じく「荒野に成す」ということが行なわれていたことである。しかも、それは左馬寮田の田一反であり、本名主に「相違の時分」＝名主職改替のときに「荒野に成す」ことが行なわれ、その上で「新開」した新名主に名主職が宛行われた。寮田について本名主が年貢納入ができなかったことから「荒野に成す」「新開」「宛状」の発行という一連の社会システムが発動された。それは、本名主の名田を荒野に地目変更して本主権を消滅させ、新開により新しい本主権をつくり、宛状により新名主を補任するという土地利用再生のための名目的な行為であったといえよう。「荒野に成す」とは本名主の本主権を消滅させる象徴儀礼であり、「新開」とは新しい名主に補任された又四郎の本主権をつくる象徴的行為であったといえよう。この文書こそ勝俣説を実証するものといえよう。こうしてみれば、中世の「荒野」は、戸田がいうような「完全な未開地」でもなく、黒田がいう「荒廃して野に帰した場」でもなく、むしろ、旧来の本主権を消滅させ、あらたな開発によって新しい本主権をつくるための政治的な地目であったといわなければならない。いいかえれば、荒廃公田や古作・不作・常荒など災害が日常化して荒廃地になっ

古新陸町壹段参丈 分官米貳拾壹石伍斗陸升（段別参斗五升代）
 当新拾六町陸段中 分官米肆拾壹石伍斗式升伍合（段別式斗伍升代）

この地目に応じた斗代の記載は、「見作田参拾七町肆段肆丈」のつぎのものに対応する。

古作七町貳段参丈
 年荒貳町捌段式丈中
 古新陸町壹段参丈
 当新式拾壹町式段中

ここでは、「定得田」と「見作田」を比較したとき、古作と当新の面積にズレがあるものの、地目と面積の記載は対応している。東寺領遠江国原田荘⁽⁴⁶⁾においては、定得田・見作田とともに「古作」「年荒」「古新」「当新」という四つの地目に区分され、それに応じて古作・年荒の二つは段別五斗代、古新は三斗五升代、当新は段別二斗五升代という複數斗代制であったことがわかる。ここでは、複數斗代制が土地の厚薄ではなく、「古作」「年荒」「古新」「当新」という地目に対応していたことを示している。こうした事例は、建久七年十一月日美濃国明知荘検田目録（菊大路家文書 鎌八八六）にもみえ、定得田は「本田七十四町六反」「古作新五町六段三百歩」「新々田六町五段三十歩」に三区分され、本田には町別絹一疋半余、古作新には段別稻六束余、新新田には段別稻三束余という三つの複數斗代制になっている。ここでも、新々田の斗代は古作新田のほぼ半分である。こうしてみれば、すべてではないにしても、複數斗代制が開発時期と耕作条件によって区別された地目に応じて定められた場合も存在したといえるのではなからうか。今後の検討課題として提起しておきたい。

では、こうした「古作」「年荒」「古新」「当新」という四つの地目はいつどのように登場してきたのであろうか。この点に関して注目すべきは

寛弘九年（一〇一二）正月廿二日和泉国符案（里見忠三郎所蔵 平四六二）である。そこには「可普仰大小田堵古作外令発作荒田事」として、田堵らに古作のほかに荒田も耕作するように奨励し、「偏称堯堯歴年荒棄国之難優民之少利」として、つぎのように述べる。

「寛弘五年以往荒廢公田者、縦是雖稱大名之古作、可令許作小人之申請、但有本名不荒古作、猶共欲加作者、郡司愼檢其新古之坪、可停他名之申請也、偏開荒田、有捨古作者、事違所仰之旨、更欲尋徵其官物、仍須古作之外加作、彼以往之荒田者、先除田率之雜事、重可免官米内五升也」

これによれば、寛弘五年以降の荒廢公田については、大名の古作を称しても小人の請作申請を許可せよ。但し、本名の不荒・古作があり、なお加作を欲すれば、郡司はその新古の坪を検査し他名の申請は停止せよ。偏に荒田を開き古作を捨てる者ならば命令の趣旨に違う。更に古作の外に荒田を加作する者には先ず田率之雜事を除き、重ねて官米の内五升を免ぜよというのであろう。和泉国司が荒廢公田再開発のための奨励策として、大名の古作についても小百姓の加作を認め、本名の不作・古作の耕作を優先させ、古作のほかに荒田を加作するものには田率の雜事免と官米の内五升の減免という特別優遇税制をとって耕地の荒廢化を阻止しようとしていたことがわかる。ここには、荒廢公田、古作、不作、年荒などの地目がみえており、その加作奨励のために、田率の雜事免や官米の一部免除など地目に応じた優遇税制を講じていた。鎌倉時代の地目に応じた複數斗代制は、寛弘年間の国衙による特別優遇税制による古作・不作・荒田の耕作奨励策に淵源をみることができるといえる。

こうした地目の内実・詳細については不明とせざるをえない。今後の検討課題である。年荒が片あらし農法に規定された地目であったことはすでにあきらかにされているが、その課税法は未検討である。確かに遠江国原田荘では、年荒は段別五斗代の課税地であった。しかし、「年荒」

の地目は免税地とされた事例も散見される。近江国石山寺領の建久八年検注では「荒田」「年荒」が「神田」や「川成」「御佃」「堂免」などとともに「得田」から除外されている(石山寺文書 鎌九五七)。文暦元年和泉国日根荘検注では、各村ごとに、見作田、年荒、常々荒、河成、畠成に区別されており、「年荒」は初めから除分となっている(九条家文書 鎌四七―四)。こうしてみると、片あらし農法での休耕地とされる「年荒」が五斗代の年貢が賦課される荘園と、荒田や河成、常荒などと一緒に除分になっている荘園とが存在したことになる。いいかえれば、年荒という地目への課税は個別荘園での荘民と領家との個別契約によって左右された可能性が高い。地目の認定法がいかなるものか、中世荘園制の実態に分け入ってさらに検討を深めなければならない。

おわりに

本稿は、これまで国家権力の課税権の及ばない無主地や荒野を開発領主が開発して領主制を展開したと論じられてきた中世領主制の開発論に代って、災害と開発の税制史の視点から中世的土地利用再生システム論を提起した。

開発領主は荒廃公田の再開発や未開の荒野を開発して相伝私領を形成し寄進地系荘園をつくり荘官職や地頭職を獲得したとされ、中世が大開墾時代による耕地拡大の時代であったと説明されてきた。また鎌倉後期に貨幣経済の浸透とともに債務関係に陥り、分割相続とあいまって御家人らの階層分化、没落が進行したという通説が維持されてきた。しかし、本稿の検討によってそれらの歴史像は根本的に再検討が必要であること指摘した。

中世社会成り立期において国家権力は在地への徴税権を浸透させており、荒廃公田や荒野にも開発所当や公事を賦課する課税権を行使していた。

平安時代に国衙が開発奨励のために三カ年官物公事免除の特典を認めたとする通説は誤りであることをあきらかにした。国家権力は古代から中世への転換期においても徴税権を手離したり「衰退」することはなかったのである。古代から中世への転換期以降、中世社会に統廃した飢饉、疫病、戦乱により死亡、逃亡跡が増加し、領主の戦闘参加や訴訟・論地によって散田がおこなわれなくなると、耕地は旧本主権が残ったまま耕作放棄され荒廃し土地利用は行き詰まった。中世の基幹産業である農業生産は縮小再生産を余儀なくされ、徴税もおこなわれない社会的混乱状況になり課税対象地は国衙領でも荘園でも激減した。それは国家権力にとっても支配層にとっても、中世社会にとっても社会的損失であった。

社会的生産活動の再生のためには、土地利用の再生を図ることが必要であり、新しい時代に即した社会的な土地公証制度が必要とされた⁽⁴⁾。そのため、荒廃公田や百姓の一人も居ない村や荒野など国衙の課税対象地でありながら旧本主権を残した土地は「荒野に立て」社会的に旧本主権の消滅を公表・公開した。あらたに「開作」しようとする開発主体をあたらしい本主として公認し、納税条件を国衙と開発主体との間で契約するために「開発文の立券」が行われた。こうして新しい中世的な土地利用システムは、第一に「荒野に立て」それまでの古い土地権利関係を清算する。第二に「開作」した新しい開発主体に本主権を公認する。第三に「開発立券文」や「宛状」を作成して、新本主と国家との間で別名・別納をはじめ地利免除や所当公事免除の年限など納税条件を契約する。この中世的土地公証制度によって別名や別符・別納・別結解を立て開発所当は勤めるが公事免除という特権を獲得することによって推進された。院政期には荒野開発でも官物は賦課され、三カ年地利免除が一般的免税特権にすぎなかった。鎌倉期にも荒野所当や開発所当が賦課されていたが、地頭による年貢公事の代納システムを義務付けた幕府法では、百姓のいない村の年貢未進も地頭の代納責任とされたから、債務債権関係によ

で中小領主は所領を有力領主や有徳人らに去り渡したり寄進したりせざるをえなかった。そのため幕府は領主による荒野開発を奨励するため、荒野に立てる期間は三カ年でありその間は開発所当や公事も免除するという新しい免税法を建保三年(一一二五)下文で成立させた。南北朝期には、開発期間の優遇免税特権は四年間にのぼされ、戦国期には五年間、七年間、十年間というように開発主体者に有利に延長されていった。それだけ中世後期においても災害と開発の矛盾は大きかったのである。中世社会は、荒廃した土地の旧本主権を消滅させ、新しい本主権を再生させるとともに、免税特権の優遇税制を開発主体者に長期に認め、納税方法を別納にさせ、中世的所領の請負・相伝・譲与・寄進・売買などを社会的に公認することによって開発主体者の開発意欲を刺激し、基幹産業の農業生産を回復するとともに、あわせて税収を確保するという中世的な社会システムを生み出したのである。このシステムを中世的土地利用再生システムと呼ぶことができる。

中世では、耕地は数多くの地目に認定され、地目に応じて課税方法が決められており、知行国主・国衙や荘園領主等と開発主体との契約によって「古作」「年荒」「古新」「当新」などの地目に応じて古作・年荒は段別五斗代、古新は三斗五升代、当新は段別二斗五升代という複数斗代制が実施される場合もあった。こうした地目と課税率との認定方法や契約方法については未解明な諸点が多い。しかし、そうした地目による課税方法の認定という社会的システムがあったからこそ、災害にともなう河成や池成・損亡・不作・荒田などもその都度、実検使や御使の派遣によって地目が認定され、免税措置が講じられた。これも中世的土地利用再生システムの一環であったといえよう。これまで開発や寄進、土地利用、徴税問題などは領主制論としてしか考察されてこなかった。しかし、本稿では別名・別納問題をはじめ荒野所当や荒野開発、飢饉による荒廃農村、中小領主による所領寄進、本主権、地目と複数斗代などの社会問題

を中世的土地利用再生システム論として再検討しなおすことができたのではないかと考える。もちろん、不十分な考察であることはだれよりも私が自覚している。災害・開発と税制史との関係は検討がはじまったばかりである。災害・飢饉・疫病・戦乱から生産や生活を再生・復興するためにどのような社会的システムが機能していたのかについて、今後もしっかりのご教示をえながら研究を深めていきたい。

註

- (1) 平川南「環境と歴史学」(『歴史』七五、一九九五)
- (2) 坂井秀弥「律令以後の古代集落」(『歴史学研究』六八一、一九九六)、同「遺跡が語る開発と村の歴史」(『月刊文化財』三九八、一九九五)。古代集落が十世紀に廃絶し、十一世紀以降の中世に連続する集落跡との関係は『中央自動車道長野線埋蔵文化財調査報告書4 総論編』(一九九〇)参照。千曲川氾濫によって弥生・古墳・奈良・平安・中世・近世の耕作水田が洪水砂にバックされて出土した事例(『上信越自動車道埋蔵文化財発掘調査報告書10 川田条里遺跡』(二〇〇〇))は災害と開発が日常化していたことを象徴する。火山灰災害と開発については、峰岸純夫『中世の東国』(東京大学出版会 一九八九)、峰岸純夫・能登健編『よみがえる中世 浅間火山灰と中世の東国』(平凡社 一九八九)、峰岸純夫『中世 災害・戦乱の社会史』(吉川弘文館 二〇〇一)参照。洪水災害と堤防の発掘事例については、畑大介『中世の治水と利水をめぐる考古学的課題』(『帝京大学山梨文化財研究所研究報告』8、一九九七)。
- (3) 磯貝富士男『中世の農業と気候』(吉川弘文館 二〇〇二)。
- (4) 代表的論考に黒田日出男『日本中世開発史の研究』(校倉書房 一九八四)、戸田芳実『日本領主制成立史の研究』(岩波書店 一九六七)、大山喬平『日本中世農村史の研究』(岩波書店 一九七八)、峰岸純夫『中世の東国』(東京大学出版会 一九八九)など。
- (5) 拙論『日本中世の国政と家政』(校倉書房 一九九五)。
- (6) 代表的な論考に鈴木哲雄『中世開発論』(『中世日本の開発と百姓』岩田書院 二〇〇一)。研究史については木村茂光『古代・中世島作史研究の課題』(『日本古代・中世島作史の研究』校倉書房 一九九二)参照。
- (7) 拙論『中世善光寺平の災害と開発』(『国立歴史民俗博物館研究報告』九六、二〇〇一)。
- (8) 網野善彦『荘園公領制の形成と構造』(『日本中世土地制度史の研究』塙書房 一

- 九九一、初出は一九七三)。
- (9) 永原慶二『莊園』(吉川弘文館 一九九八)。
- (10) 得宗領信濃国伊那春近領小井弓二吉郷で鎌倉時代、公田が洪水災害にあうと放置され、公田復興令の公武新制によって弘安八年政所による再開発が行われるまで、下からの公田開発の動きはまったくなかったことは、拙論「公家新制の公田興行令と得宗領の公田開発」(『信濃』二六二、二〇〇二)参照。
- (11) 榎原雅治『備前国』『講座日本荘園史』9(吉川弘文館 一九九九)。中野栄夫『備前国香登荘』(岡山県史研究)五、一九八三)参照。
- (12) 鎌田御厨については、南出眞助「中世伊勢神宮領荘園の年貢輸送」(『人文地理』三一三、一九七九)に言及がある。福田浦について、綿貫友子「神人と海運」(羽下徳彦編『中世の地域社会と交流』吉川弘文館 一九九四)参照。
- (13) 西岡虎之助「荘園の倉庫より荘園の港灣への発展」(『荘園史の研究上巻』岩波書店 一九五三)。戸田芳実『初期中世社会史の研究』(東京大学出版会 一九九一)。
- (14) 越後白河荘の作田注文案については、浅香年木「近江・北陸道における「兵僧連合」の成立」(『治承・寿永の内乱序説』法政大学出版局 一九八一)で「越後の在地において確実に作製され、内乱期の在地の政治情勢をかなり正確に反映したものである」(『前掲書』一六七頁)とし、同「義仲軍団崩壊後の北陸道」の中では一覽表を作成し、「義仲軍団の主たる基盤となっていた北陸道の南西部にあつては白河荘の場合以上に作田率の低下が顕著で」「鎌倉殿勸農使の派遣が逆に北陸道在地の荒廃を激化させる結果をもたらした」(『同』三四一頁)とする。いわば、この史料を、義仲軍団や頼朝勸農使の派遣という軍事・政治による荒廃の結果として評価する。
- (15) 磯貝富士男『前掲書』。
- (16) 稲垣泰彦「律令制の土地制度の解体」(『日本中世社会史論』東京大学出版会 一九八一、初出論文は一九七三)。
- (17) 島田次郎「私領の形成と鎌倉幕府法」(『日本中世の領主制と村落』上)吉川弘文館 一九八五)。
- (18) 戸田芳実『日本領主制成立史の研究』(岩波書店 一九六七)。特に「私領主」範疇の設定論については、高橋昌明「平安末内乱期における権力と人民」(『日本史研究』一二四、一九七二)参照。
- (19) 戸田芳実「中世初期農業の一特質」(『前掲書』(15)書)一七八頁)。
- (20) 黒田日出男「日本中世開発史の課題」(『日本中世開発史の研究』前掲書一六頁)。
- (21) 鈴木哲雄『前掲書』(6)書。
- (22) 木村茂光「開発と条里制耕地」(『条里制研究』一一、一九九六)。
- (23) 網野善彦「荘園公領制の形成と構造」(『日本中世土地制度史の研究』塙書房 一九九一、初出は一九七三)。網野は「三カ年地利免除雑公事免除」の根拠を示していない。『国史大辞典』の「開発」(執筆戸田芳実)も国衙が「三カ年の官物・加地子免除などの特典を与え」たことを指摘している。しかし、戸田「日本領主制成立史の研究」をみてもその法的根拠を示していない。『日本荘園史大辞典』の「荒野」(執筆小田雄三)も「開発地は三年間の所当雑事が免除」とする。わずかに、石母田正「中世的世界の形成」(東京大学出版会、一九五七、三九頁)が、東大寺文書四ノ八五、興福寺所進文書所収の永承二年(一〇四七)国司庁宣を根拠に「荒野の開発に着手し寺領の承認と共に地子官物の免除を獲たものの如くである」との推測を述べている。しかし、石母田とて「開発」という名目で地子雑役の免除を獲得」と推測するのみで、三カ年間官物免除という主張はしていない。古代以来三年間地子(官物)雑公事免除という通説は再検討されなければならない。
- (24) 勝俣鎮夫「一揆」(岩波新書 一六三頁 一九八二)。同「地発と徳政一揆」(『戦国法成立史論』東京大学出版会 一九七九)。
- (25) 坂上康俊「古代日本の本主について」(『史淵』一三三、一九八六)。
- (26) 拙論「中世借用状の成立と質券之法」(『史学雑誌』一一一、二〇〇二)。
- (27) 小口雅史「国家的土地所有の成立と展開」(渡辺尚志・五味文彦編『土地所有史』山川出版社 二〇〇二)は「相伝という要素が実態としては隠されている私的土地所有をしないで前面に押し出し、のちに私的所有を開花させていくことになる」(四二頁)とのべ、相伝を私的所有の原点と評価している。しかし、中世的公認される権利は土地そのものの所有ではなく請負の権利というべきものと考えらるべきであろう。
- なお中世の相伝については新田一郎「相伝—中世的「権利」の一断面」(笠松宏至編『中世を考える 法と訴訟』吉川弘文館 一九九二)が重要である。
- (28) 紀伊国直川保の開発については、伊藤正義「紀伊国直川保の開発」(『福島県立博物館紀要』二・三、一九八八)参照。この史料は黒田日出男『前掲書』(一)書(二四九〜五〇頁)でも野・河畔が牛馬の放牧に利用されたものとして活用されてきた。
- (29) 『平安遺文』は平三六七〇として紀伊統風土記から採録している。ここでは栗栖家文書から採録した『和歌山県史中世史料二』、栗栖家文書によった。
- (30) 写真本により『平安遺文』のよみである「見給田」を「見作田」、「在家廿字」を「在家□□」、「□年之民」を「□来之民」に訂正した。
- (31) 信濃が撰開家の知行国であったことは、五味文彦「院政期知行国の変遷と分布」(『院政期社会の研究』山川出版社 一九八四)。戸田芳実「平安時代古文書にみえる宮田村」(『宮田村史』宮田村 一九八二)、同「東西交通」(『歴史と古道』人文書院 一九九二、初出は一九七八)。
- (32) 古作・荒廃公田の再開発から別名の成立を論じたものに勝山清次「中世的支配

体制の形成と諸階層」(『日本史研究』一六三、一九七六)があり重要である。別名が収納体系からいえば別納になり、それが下地の別納と得分のみの別納の二種類存在したことは、渡辺澄夫「荘園時代の別府」(『大分県地方史』十一・十二号合併号、一九五七 二三〜四一頁)が指摘する。別結解については、徴税一切が国衙によってなされ得分のみが国衙から給主にわたるもので、別名・別納とは異なるという説を坂本賞三『日本王朝国家体制論』(東京大学出版会 一九七二 二八二頁)が提起している。坂本説は再検討されなければならない。

(33) 陸奥国好嶋荘については厚い研究史があるが、山崎勇「好嶋荘」『講座日本荘園史5』(吉川弘文館 一九九〇)、福島県立博物館調査報告第四集『陸奥国好嶋荘調査報告』(福島県教育委員会 一九八三)、山名隆弘「飯野八幡宮社地の一考察」(『福島史学研究』四六、一九八六)。現地・原本調査は、一九八六年七月二十三日〜二十四日に行った。当時文化課の山名隆弘氏にお世話になった。小林清治、服部英雄氏の調査と重なり、交流会をともにしたことがかたがたしい。

(34) 海津一朗「14世紀東国における直轄領形成過程について」(『歴史学研究』六三一、一九九二)。新潟県塩沢町関興寺がなぜこの文書を所蔵するか経過については、玉村竹二「諸方に散見する円覚寺文書」(『金沢文庫研究』一五三、一九六九)参照。これらは西岡芳文氏の教示をえた。

(35) 拙論「中世の年貢未進と倍額弁償法について―代納による貸借関係」(『地方史研究』二八六、二〇〇〇)。

(36) 徳治二年五月日故時宗忌日大斎結番帳に「五代院左衛門入道」と「五代院太郎右衛門」がみえるから、五代院右衛門尉高繁を当てる海津説は「北区史資料編」が指摘するように無理がある。武蔵国江戸郷は国衙領であったから武蔵国務の支配下にあった。執権時頼が武蔵国務であり、康元元年(一二五六)出家とともに執権と武蔵国務を「但家督幼稚之程眼代也」との条件で武蔵守に任じた長時に預けたこと、および時頼までの時代に得宗の地位が武蔵国務と不可分に結びついてきたことは佐藤進一「鎌倉幕府守護制度の研究」(東京大学出版会 一九七二 六三頁)参照。この関興寺文書が作成された弘長元年当時、得宗は時頼、執権長時であったことは確実であるが、武蔵国務はどちらであったか、時宗幼稚の「眼代」をどう理解するか微妙である。別稿を期したい。五代院氏については北条氏研究会編『北条氏系譜人名辞典』(新人物往来社 二〇〇一)参照。高橋一樹氏の教示をえた。

(37) 舟越康寿「金沢称名寺寺領の研究」(『横浜市立大学紀要』九・十、一九五二)、石井進「鎌倉時代の常陸国における北條氏所領の研究」(『茨城県史研究』十五、一九六九)、伊藤一男「中世村落の土地と農民―下総国東庄上代郷の場合」(『房総の郷土史』三、一九七五)、石井新一「東庄」(『講座日本荘園史5』前掲書)参照。
(38) 二階堂行藤が永仁元年から没する正安四年まで政所執事をつとめたことは、佐

藤進一「鎌倉幕府訴訟制度の研究」(岩波書店 一九九三 二二七頁)参照。したがって、嘉暦二年にはすでに死去しているから、この御使行藤は別人である。

(39) 検注と読合については富沢清人『中世荘園と検注』(吉川弘文館 一九九六)。
(40) 山本隆志『荘園制の展開と地域社会』(刀水書房 一九九四 一一一頁)。

(41) 泉谷康夫「奈良・平安時代の島制度」(『律令制度崩壊過程の研究』鳴鳳社 一九九二)。阿部猛「律令国家解体過程の研究」(大原新生社 一九六六)、渡辺正樹「平安時代における島についての一考察」(『民衆史研究』一二、一九七四)。木村茂光「日本古代中世島作史の研究」(前掲書)。

(42) 加賀国軽海郷については、宮川秀一「称名寺領加賀国軽海郷の構成」(『社会経済史学』二二・三、一九五六)、福島金治「金沢称名寺領加賀国軽海郷について」(川添昭「遷居記念会編『日本中世史論攷』文献出版 一九八七)参照。

(43) 池上裕子「武蔵における開発とその主導者」(『戦国時代社会構造の研究』校倉書房 一九九九)。

(44) 山本隆志「荘園制の展開と地域社会」(前掲書 一一二〜三頁) 文書名を「深草弥五郎八日地宛行状写」とする。

(45) 勝山清次「荘園における年貢の収納」(『中世年貢制成立史の研究』塙書房 一九九五)。

(46) 遠江国原田・村櫛荘については、村井章介「東寺領遠江国原田・村櫛高荘の代官請負について」(『静岡県史研究』七、一九九二)参照。

(47) 平安期の土地公証制度については、梅村喬「平安時代土地公証制度の研究序説」(『大阪大学大学院文学研究科紀要』四〇、二〇〇〇)、同「平安時代土地公証制試論」(『ヒストリア』一七三、二〇〇〇)。中世社会の土地公証制度の骨子は本論の通りであるが、開発文の立券申請はだれでも可能であったのか、百姓の権利はどうであったのかなど基本的な事柄についても今後の検討課題としなければならぬ。

(国立歴史民俗博物館歴史研究部)
二〇〇三年四月十一日受理、二〇〇三年七月十八日審査終了

History of Tax Systems Applied to Disasters and Redevelopment: a Study of Systems for the Reuse of Land in Medieval Japan

IHARA Kesao

This paper presents a re-examination of various issues arising from the history of development during the Middle Ages that until now have been discussed in the context of the development of wasteland by feudal lords from the perspective of the history of tax systems. As such, it takes a further look at systems for the reuse of land in medieval society in which disasters and development had become routine and examines how arable land that had been laid waste was reused and how agricultural systems were restored by expanding land that was taxed.

Firstly, I demonstrate that from the time of the Insei government (1086) through to the Jisho Civil War (1184) the number of previously used rice fields that were subject to tax decreased as they fell into disuse, and as long as there were no systems for redevelopment from those above who were in positions of authority, there was no redevelopment of these fields from below as *koden* (taxable public land).

Secondly, we cannot say that in the Middle Ages wasteland was undeveloped land or uncultivated plains as commonly accepted as it was a political category of land that was arable land whose use had come to an end. According to land documents used between developers and provincial governors and officials during the period of the Insei government, there were contracts that stipulated the methods for receiving the imposed taxes and other payments, provided an incentive by giving exemptions for miscellaneous taxes, and that stated that the cost of development and the cost of the wasteland had to be paid. It is necessary to re-examine the Amino-Toda theory that posits that Heian Period officials encouraged development by granting a three-year exemption for the payment of land taxes. By the Kamakura Period the shogunate officially recognized building on wasteland for three years and granted exemptions for taxes and the cost of development. This was extended to four years during the period of the Northern and Southern Courts, then extended from five years to seven years to ten years during the Sengoku Period, whereby the privilege of advantageous tax exemptions afforded to developers became a matter of custom. For land which came to be no longer used for which former ownership remained in place, its category was changed by “becoming wasteland” and this dissolved the former right of ownership. The social system that worked to promote the reuse of land then entailed the designation of land as land for “new development” whereby new development was decided, and the issuing of “development land documents” and “land grant notifications” (*atejo*) represented official social recognition of the right to new ownership.

Thirdly, according to contracts between developers and provincial governors, shoen lords in the Middle Ages a multiple tax system was implemented according to which land was designated as belonging to one of four categories

(kosaku, nenko, koshin and toshin) with different levels of taxation levied per area of land for each category.

In conclusion, the various issues relating to disasters and development that have been discussed up until today in terms of the system by which feudal lords undertook development should be discussed within the context of systems that existed during the Middle Ages for the reuse of land.